

沿岸広域振興局長告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成27年9月24日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩泉平井賀普代線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                         | 新旧の別 | 敷地の幅員          | 延 長       |
|-----------------------------|------|----------------|-----------|
| 下閉伊郡田野畑村羅賀192番2地先から187番地先まで | 新    | m<br>34.0～15.1 | m<br>74.8 |
|                             | 旧    | 61.9～15.1      | 74.8      |

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
- (2) 期間 平成27年9月24日から同年10月26日まで